

新旧対照表

改正後		改正前																											
(視聴覚ブースの利用)		(視聴覚ブースの利用)																											
第6条 図書館に次の表の視聴覚ブースを置き、視聴覚資料及びインターネットを視聴できることとする。		第6条 図書館に次の表の視聴覚ブースを置き、視聴覚資料及びインターネットを視聴できることとする。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>視聴できる資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブース</td> <td>インターネットブース</td> <td>インターネット, <u>CD-ROM</u></td> </tr> <tr> <td>AVブース</td> <td>DVD, ビデオテープ</td> </tr> <tr> <td>カセット・レコードブース</td> <td>カセットテープ, レコード, <u>CD</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">CD試聴スタンド</td> <td>CD, <u>カセットテープ</u></td> </tr> </tbody> </table>	名	称	視聴できる資料	ブース	インターネットブース	インターネット, <u>CD-ROM</u>	AVブース	DVD, ビデオテープ	カセット・レコードブース	カセットテープ, レコード, <u>CD</u>	CD試聴スタンド		CD, <u>カセットテープ</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>視聴できる資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブース</td> <td>インターネットブース</td> <td>インターネット</td> </tr> <tr> <td>AVブース</td> <td>DVD, ビデオテープ, <u>CD</u></td> </tr> <tr> <td>カセット・レコードブース</td> <td>カセットテープ, レコード</td> </tr> <tr> <td colspan="2">CD試聴スタンド</td> <td>CD</td> </tr> </tbody> </table>	名	称	視聴できる資料	ブース	インターネットブース	インターネット	AVブース	DVD, ビデオテープ, <u>CD</u>	カセット・レコードブース	カセットテープ, レコード	CD試聴スタンド		CD
名	称	視聴できる資料																											
ブース	インターネットブース	インターネット, <u>CD-ROM</u>																											
	AVブース	DVD, ビデオテープ																											
	カセット・レコードブース	カセットテープ, レコード, <u>CD</u>																											
CD試聴スタンド		CD, <u>カセットテープ</u>																											
名	称	視聴できる資料																											
ブース	インターネットブース	インターネット																											
	AVブース	DVD, ビデオテープ, <u>CD</u>																											
	カセット・レコードブース	カセットテープ, レコード																											
CD試聴スタンド		CD																											
2 利用者は、ブース(<u>削除</u>)を利用しようとするときは、利用カード(様式第2号)を係員に提示し所定の手続を行うものとする。ただし、利用カードを携帯していない利用者は、 <u>身分証明書等の提示その他の方法で利用カード所持者であることが確認できた場合に、利用することができる。</u>		2 利用者は、ブース及び <u>CD試聴スタンド</u> を利用しようとするときは、利用カード(様式第2号)を係員に提示し所定の手続を行うものとする。ただし、利用カードを携帯していない利用者は、 <u>ブース利用申込書(様式第3号)</u> を提出し、 <u>利用することができる。</u>																											

3 視聴覚ブースの利用時間及び視聴できる資料の点数は以下のとおりとする。

名 称		1回の利用時間	1回に視聴できる資料数
ブース	インターネットブース	<u>1時間以内</u>	—
	AVブース	<u>視聴するDV D、ビデオテー プの終了時間ま で</u>	<u>1点</u>
	カセット・レコードブース	30分以内	制限を設けない
	CD試聴スタンド	30分以内	制限を設けない

(削除)

(削除)

(以下4～7略)

(略)

(略)

(略)

(略)

付則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

3 視聴覚ブースの利用時間及び視聴できる資料の点数は以下のとおりとする。

名 称		1回の利用時間	1回に視聴できる資料数
ブース	インターネットブース	<u>30分以内</u>	—
	AVブース	<u>1時間以内 (※1)</u>	<u>制限を設けない (※2)</u>
	カセット・レコードブース	30分以内	制限を設けない
	CD試聴スタンド	30分以内	制限を設けない

※1 DVD、ビデオテープで、1点で1時間を超えるものについては1点のみとし、その終了時間までとする。

※2 ただし、土曜日、日曜日、祝日及び7月21日から8月31日までについては、一人につき、1日あたり1回のみ利用とする。

(以下4～7略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(削除)

様式第3号 ブース利用申込書

受 付

ブース利用申込書

利用ブース 希望するブースの□にレ点でチェックしてください	<input type="checkbox"/> インターネットブース 1人用 <input type="checkbox"/> インターネットブース 2人用
	<input type="checkbox"/> AVブース 1人用 (DVD, CD, ビデオ) <input type="checkbox"/> AVブース 2人用 (DVD, CD, ビデオ)
	<input type="checkbox"/> カセット・レコードブース
氏 名	
住 所	
性別・区分 いずれか○で囲んでください	男 ・ 女 ・ 幼児・小学生・中学生・高校生・大学生等・一般

利用カードをご持参でない場合に記入していただいております。ここに書かれました内容は、ブース利用中の資料の所在確認や利用の分析に使用します。

(傍線の部分は改正部分)